明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**四六）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四七）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**四八）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**四九）　五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**五〇）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**五一）　七
○文化財を重要文化財に指定する件（**文部科学**一七）　一〇
○重要文化財に文化財を追加して指定する件（**同**一八）　一二
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定する件（**同**一九）　一三
○登録有形文化財の登録を抹消する件（**同**二〇、二一）　一四
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**四九）　一五

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
型式適合認定、型式部材等製造者の認証関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四